ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

Press Release

岩手労働局

厚生労働省岩手労働局発表
平成 29 年 6 月 22 日

【照会先】
岩手労働局雇用環境・均等室
室　　長　　石原　房子
雇用環境改善・均等推進監理官　　菅野　浩之
（電話）　019－604－3010

報道関係者　各位

「働き方改革」及び「夏の生活スタイル変革（ゆう活）」に関する労働局長要請を実施します

～ はじめよう！夕方を楽しく活かす働き方 ～

岩手労働局（局長　久古谷　敏行）では、長時間労働の削減や年次有給休暇の取得促進などをはじめとした「働き方改革」の実現に向けた取組を進めています。

その「働き方改革」の一環として、今年も明るい時間が長い夏の間に、「朝方勤務」や「フレックスタイム制」の活用など、夏の生活スタイルを変革する「ゆう活」への取組をそれぞれの企業の実情に応じて労使で自主的にご検討いただくよう、岩手労働局長が岩手県商工会議所連合会会長（会長　谷村邦久）及び日本労働組合総連合会岩手県連合会会長（会長　齋藤健市）に対して協力要請を行います。

記

1　岩手県商工会議所連合会会長への要請
　日　時　　平成 29 年 6 月 26 日（月）　13 時 15 分～
　場　所　　岩手県商工会議所連合会
　住　所　　盛岡市清水町１４－１２

2　日本労働組合総連合会岩手県連合会会長への要請
　日　時　　平成 29 年 6 月 30 日（金）　11 時 30 分～
　場　所　　日本労働組合総連合会岩手県連合会
　住　所　　盛岡市菜園１－３－６農林会館４Ｆ

※　取材に当たってのお願い
　取材を希望される場合は、要請日の前日までに右上の照会先までご連絡をお願いします。

〈参考1〉

平成○年○月○日

団体の長　殿

「働き方改革」及び「夏の生活スタイル変革（ゆう活）」
に関する要請書

日頃から労働行政の推進に当たり特段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、岩手県の経済情勢は緩やかな回復基調にあるところですが、労働力人口が減少していく中、経済の好循環を実現するためには、女性や高齢者が働きやすく、また、意欲と能力のある者が活躍しやすい職場環境を作り、労働生産性を向上させていくことが重要な課題となっています。

しかしながら、岩手県内の状況をみますと、平成 27 年の一人平均総実労働時間は 1,888 時間と全国平均の 1,784 時間より 104 時間長く（全国 5 番目）、年次有給休暇の取得率は、全国平均を下回っています。

このため、岩手労働局におきましては、平成27年1月8日に『岩手労働局働き方改革推進本部（本部長：岩手労働局長）』を設置し、長時間労働の削減や年次有給休暇の取得促進などをはじめとした「働き方改革」の取組を進めているところです。

「働き方改革」については、本年3月28日に政府としてまとめた「働き方改革実行計画」においても「日本経済再生に向けて、最大のチャレンジ」とされるなど、政府全体として非常に重要な課題となっており、「働き方改革」の実現のためには、これまでの働き方を大きく見直すことが重要とされ、個々の企業において、長時間労働を前提とした従来の労働慣行を改めることや、年次有給休暇を取得しやすい雰囲気を醸成することなど、それぞれの実情に応じた取組を行うことが望まれています。

こうした「働き方改革」の一環として、政府として一昨年から、明るい時間が長い夏の間は、朝早くから働き始め、夕方以降を家族と過ごす時間などに充てられるよう、「朝型勤務」や「フレックスタイム制」などの推進により夏の生活スタイルを変革する国民運動を「ゆう活」として展開しています。また、本年 2 月からは、働き方改革を促し、消費活性化のきっかけとするため、「プレミアムフライデー」も開始されたところです。本年の取組におきましては、「ゆう活」は単なる始業時刻の前倒しではなく、本来の趣旨は仕事と生活の調和の実現であり、業務の効率化に併せて取り組むことが重要であることなどのポイントや、これまでの各企業における取組事例を周知しながら、広く「ゆう活」が浸透するよう展開してまいります。

つきましては、これまでも貴会より、会員企業（関係労働組合等）への「働き方改革」や「ゆう活」に関する周知啓発に関し格別の御協力を賜ってきたところではありますが、改めてこの取組の趣旨を御理解いただき、会員企業（関係労働組合等）に向けた周知啓発につきまして御協力賜りますようお願い申し上げます。

岩手労働局長
久古谷　敏行

〈参考2〉

「働き方改革」及び「夏の生活スタイル変革（ゆう活）」について、労働局長による直接要請のほかに以下の形式での要請も実施します。

（1）労働局幹部による要請

岩手県経営者協会、岩手県商工会連合会、岩手県中小企業団体中央会に対しては、雇用環境・均等室長から局長名の要請書による協力要請を行います。

労働基準協会に対しては、労働基準部長から局長名の要請書による協力要請を行います。

（2）文書による要請

岩手県ほか、県内各市町村（33 市町村）、各商工会議所（9 団体）、各商工会（25 団体）、各種事業主団体（110 団体）及び岩手県社会保険労務士会の合計 179 団体に対しては局長名の要請書による文書要請を行います。

平成 29 年 6 月 26 日
岩手県商工会議所連合会を訪問し協力要請を行いました。

左）久古谷局長　右）谷村会長

平成 29 年 6 月 30 日
日本労働組合総連合会岩手県連合会を訪問し協力要請を行いました。
左）齋藤会長　右）久古谷局長